

第355回矢板市議会定例会

提出議案説明書

平成31年3月

矢板市

提出議案説明書

第355回矢板市議会定例会の開会にあたり、平成31年度予算案及び関連する諸議案のご審議をお願いするとともに、提案理由並びに市政運営についての所信を申し上げ、議員各位並びに矢板市民の皆様のご理解と、一層のご協力を賜りたいと思います。

平成31年度の日本経済は、10月に消費税率の引き上げが予定されておりますが、経済の回復基調が持続するよう国の当初予算において臨時・特別の措置を講ずるなどの政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれており、物価につきましても景気回復により需給が引き締まっていくことにより上昇し、デフレ脱却に向けて前進していくものとされています。

栃木県内の経済情勢につきましても、緩やかに回復しつつあり、その先行きについては、海外経済の景気の下振れリスクや為替・原油の動向など、地域経済に影響を与える要因に注意する必要があるものの、各種政策の効果や雇用・所得環境の更なる改善により、着実な景気回復に向かうことが期待されております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち個人市民税、軽自動車税及び都市計画税が増額となりますが、地価の下落及び償却資産の減の影響により固定資産税が減少するため、市税全体では、減収となる見通しです。

一方で、国の地方財政計画において地方交付税が1.1%の増となっていることから、矢板市に交付される普通交付税は、前年度より増加するものと見込んでおり

ますが、少子高齢化の進行や、扶助費を初めとする社会保障費が増え続けている状況の中で、柔軟性を欠いた財政運営になっており、安定した市政運営を行うためには、依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、平成28年1月に策定した「矢板市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（矢板市人口ビジョン）」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（矢板市総合戦略）」並びに平成28年3月に策定した「第2次21世紀矢板市総合計画後期計画」に基づき、人口減少の抑制、人口減少社会への対応、及び持続可能なまちづくりの実現に向け、様々な施策を実施しております。

平成30年度においては、「矢板で安定した仕事を創る」ために、道の駅やいたの管理運営会社として、第三セクター「株式会社 やいた未来」を設立し、今年4月からの開業に向けて準備にあたっております。

「矢板に新しい人の流れを創る」ために、「とちぎフットボールセンター」を、土地の無償貸付、固定資産税相当額の補助金交付という全国的にも例のない「民設民営」の手法により、今年4月のオープンに向け整備を行っているところです。2021年3月の開通を目指している（仮称）矢板北スマートIC整備事業につきましても順調に進展しております。

また、平成30年度には、市内の中学生が議員となった「Yaita Mirai 議会」や、高校生や子育て世代などを対象に開催した「やいた未来ミーティング」など、幅広い世代からご意見を伺う機会がございました。平成31年度においても、「子どもや孫が帰ってくるまちづくり」実現のため、寄せられた市民の皆様のご意見やご要望を市政に最大限に反映していきたいと考えております。

このようなことから、総合戦略が掲げる4つの基本目標や総合計画が定める5つの重点計画に即しながら、歳入・歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、必要な財源を確保しながら、財源の重点的・効果的に配分する方針で予算編成を行ったところでございます。

平成31年度の一般会計予算の規模は、前年度比4億1,300万円、2.9%の減となったものの、140億円を超え、史上2番目の規模となり、「健全財政を維持した積極型予算」となっております。

つづきまして、平成31年度の当初予算の概要について申し上げます。

平成31年度の矢板市の一般会計と6つの特別会計、1つの企業会計についてありますが、予算規模につきましては、当初予算の総額が232億9,350万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして6億1,310万円、2.6%の減となっております。

内訳としましては、一般会計は140億7,600万円、対前年度比2.9%の減、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が31億2,750万円、国民健康保険特別会計が37億190万円、後期高齢者医療特別会計が3億7,450万円、農業集落排水事業特別会計が5,860万円、公共下水道事業特別会計が7億4,640万円、クリーン矢板排水処理事業特別会計が1,760万円で、特別会計の合計は80億2,650万円、対前年度比1.0%の減、水道事業会計は11億9,100万円、対前年度比8.8%の減となっております。

次に、平成31年度の主な施策につきまして、その概要を申し上げます。

まず、第一に、いつまでも健康でいきいきしているまちづくりの推進であります。

市民同士が助け合いながら、安心して子どもを産み育てることができ、また、すべての市民が、いつまでも健康でいきいきと生活することができるための保健・医療の充実、子育て環境の充実、高齢者福祉の充実等として、健康増進事業、子育て支援事業、地域福祉事業、高齢者社会参加促進補助事業、障害者総合支援事業などのほか、新たに、母子保健事業において、産婦健康診査、新生児聴覚検査、産後ケア事業に係る経費を計上いたしました。また、こども予防接種事業において、インフルエンザ予防接種の助成拡大に係る経費を計上いたしました。

第二に、一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりの推進であります。

矢板市の未来を担う子どもたちが、健やかでたくましく成長することができ、また、すべての市民が、いつまでも生きがいを持って社会に参加することができるための生涯学習の推進、学校教育の充実、生涯スポーツ活動の推進等として、地域コミュニティ推進事業、青少年活動推進事業、学校教職員配置事業、生涯スポーツ推進事業などのほか、新たに、国民体育大会推進事業において、矢板運動公園陸上競技場改修工事設計委託、矢板運動公園サッカー場及びサッカー場トイレ改修工事に係る経費を計上いたしました。

第三に、豊かな自然を大切にすまちづくりの推進であります。

矢板市の水や空気や緑豊かな大地を大切に、循環型社会を形成するための環境にやさしいまちづくり、生活衛生環境の向上等として、廃棄物対策事業、塩谷広域環境施設建設事業、合併処理浄化槽設置補助事業、河川維持事業などに係る経費を

計上いたしました。

第四に、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりの推進であります。

すべての市民が、安心・安全で快適にゆとりをもって暮らせるための定住基盤、道路・公園整備の推進、公共交通機能の充実、日常生活の安心確保として、定住促進補助事業、市道の新設改良事業、スマートIC整備事業、市営バス運行事業、防災活動推進事業などのほか、新たに、片岡地区市街地整備事業において、片岡駅東駅前広場改修工事に係る経費を計上したほか、空家等対策推進事業において、危険空家応急措置費、空家等利活用支援補助及び空家解体費補助に係る経費を計上いたしました。

第五に、活力と活気にあふれるまちづくりの推進であります。

矢板市の自然環境と調和した産業の振興、交通の利便性を活かした周辺地域との交流促進のための産業の振興等として、農林業においては、土地改良管理事業、農地耕作条件改善事業、有害獣駆除事業などのほか、新たに、林業成長産業化地域創出モデル事業において、林業専用道路整備事業に係る経費を計上いたしました。

また、商工業及び観光の振興においては、商業等活性化支援事業、企業誘致推進事業、スポーツツーリズム推進事業などのほか、新たに、高校生まちづくり活動事業において、高校生による街なかのにぎわい創出や地域活性化活動に補助する経費を計上いたしました。そのほか、観光PR事業において、日本遺産及びおしらの滝等プロモーション事業費補助、観光客市内周遊促進事業補助に係る経費を計上いたしました。

第六に、市民と行政が一体となったまちづくりの推進であります。

市政の情報公開を積極的に行い、市政に市民の意見が反映しやすいしくみをつくり、市民が中心となったまちづくりを推進するための市民が主体のまちづくりの推進、開かれた行政経営の推進等として、行政区活動事業、広報やいた発行事業などに係る経費を計上いたしました。

第七に、行財政基盤の安定したまちづくりの推進であります。

限られた財源と人員で、効率的で健全な財政運営を行い、多様化する市民のニーズに対応した行政サービスの向上を実現し、経営の効率化を進めるため、事務事業の見直しを推進し、経費の節減に努めることといたしております。

外部人材の活用等として、新たに地域づくり支援事業において、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する市内の人材を、集落支援員として配置する事業に係る経費を計上いたしました。企画調整事業及びスポーツツーリズム推進事業において配置する地域おこし協力隊員と連携しながら、移住・交流の推進、集落の自主活動への支援を行い、民間活力導入による市政運営に一層注力してまいります。

以上、市政運営についての私の所信と平成31年度予算案の概要について申し述べました。

平成31年度は、「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（矢板市総合戦略）」の総仕上げと「第2次21世紀矢板市総合計画後期計画」の更なる推進を図り、次世代につなぐまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、各議案について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、平成31年度当初予算8件、平成30年度補正予算5件、条例の制定2件、条例の一部改正10件及び人事案件2件の計27件であります。

議案第1号から議案第8号までの8議案については、それぞれ平成31年度の矢板市一般会計、各特別会計及び水道事業会計の予算案でございます。内容等につきましては、先ほど予算編成方針の主要な施策の概要で、ご説明申し上げたとおりでございます。

議案第9号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出からそれぞれ1億6,780万円を減額し、予算総額を159億8,270万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について、歳出からご説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上したものは、総務費における栃木県議会議員選挙費、民生費における社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、児童福祉対策事業及び児童措置費、教育費における適応指導教室管理事業、図書館費及び体育施設整備事業、公債費における公債費管理事務であります。

一方、減額した主なものは、総務費における広報費、財産管理費、市営バス運行費及び企画調整費、民生費における老人保護措置事業及び児童手当等給付費、衛生費における塵芥処理事業、農林水産業費における農業総務費、農業振興事業、県営

土地改良事業、団体営基盤整備促進事業等、土木費における道路新設改良費、定住促進費、市営住宅管理事業等、教育費における矢板市立学校教職員配置事業、幼稚園振興費、小学校施設大規模改修事業等であります。

また、職員給与費等につきましても、退職手当負担金の調整を行いました。

なお、これらの財源につきましては、市税、地方特例交付金、分担金及び負担金、財産収入及び寄附金を追加計上し、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第10号 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ478万8千円を追加計上し、予算総額を31億7,618万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金を追加計上いたしまして、歳出には、基金積立金を追加計上いたしました。

議案第11号 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ5,546万8千円を追加計上し、予算総額を39億961万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、積立金を追加計上いたしました。

議案第12号 平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出からそれぞれ1,856万4千円を減額し、予算総額を8億

3, 533万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金を追加計上し、国庫支出金及び市債を減額いたしまして、歳出には、下水道管理費を追加計上し、下水道建設費を減額いたしました。

あわせまして、地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第13号 平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）については、資本的収入及び支出における収入において、企業債を4,000万円減額し、資本的収入総額を1億9,700万円に、支出において、建設改良費を4,000万円減額し、資本的支出総額を5億8,700万円に補正しようとするものであります。

議案第14号 矢板市子ども未来基金条例の制定については、子育て支援に資する事業の財源に充てるため、基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第15号 矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例の制定については、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第16号 矢板市附属機関に関する条例の一部改正については、矢板市公共下水道使用料等審議会の担任する事務を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したこ

とに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、学校教育法が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、栃木県が軽自動車税の環境性能割を賦課徴収することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正については、矢板市立西小学校の廃校に伴い、校庭及び体育館の体育施設としての使用を中止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正については、とちぎフットボールセンターの設置及び管理並びに矢板運動公園野球場の使用区分の拡充に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 矢板市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 25 号 矢板市水道法施行条例の一部改正については、学校教育法及び技術士法施行規則が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号 副市長の選任同意については、XXXXXXXXXX、横塚順一氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（副知事及び副市町村長の選任）

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

議案第 27 号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員であります石塚政行氏が平成 31 年 1 月 31 日をもって辞職したため、後任の委員に、XXXXXXXXXX、齋藤良則氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条

第1項省略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

(任期)

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。